

不受食学処（Dantapaṇasikkhāpada）に関する 予備的研究

——比丘に許される食物取得——

青 野 道 彦

1. はじめに

波羅提木叉は衆学法と減諍法の部分を除き悪行を禁止する学処で構成され、その注解である經分別は学処を詳細化し、具体化する役割を担っている。したがって、波羅提木叉及び經分別から比丘・比丘尼が行ってはならない行為を把握することは容易である。一方で、その禁止規定に抵触せず、許容される行動、及び、比丘・比丘尼に推奨される行動を明らかにすることは難しいところがある。波羅提木叉はもとより經分別にもこれらに関する説明が殆ど見当たらないからである。

このことは本稿で取り上げる *Vinayaṭṭakā* (=Vin) の波逸提第40条不受食学処にも当てはまり、經分別はこの学処を解説するに際して禁止の側面に多くの説明を割いている。不受食学処の条項は「何れの比丘といえども、施与されていない (adinna) 摂取物を口に運べば、波逸提である。ただし、水と菌木とは除く」¹⁾ というものであるが、これにより比丘達は「自活」が許されず²⁾、施食以外の食物を取得することが禁じられる。經分別はこの学処が禁止する内容を明確化することに重点を置いており、どの様な食物取得が比丘に許され、推奨されるのか、その点については多くを語らない。

ところが、参照範囲を広げると、その点について見えてくるところがある。例えば、「薬健度」には不受食学処の例外規定が示されている。また、*Samantapaṇasādikā* (=Sp) の不受食学処に対する註釈では、比丘に認められる食物取得の仕方が多数の事例を挙げて具体的に説明されている³⁾。

本稿では、これらを踏まえて、どの様な食物取得が比丘に認められるのか、その点に注目して不受食学処を検討したい。その際、議論を整理するために「受領」と「採拾」という視点を導入する。後に説明するが、不受食学処にはこの二種の行為が関係するからである。以下、この二つの視点から不受食学処に抵触しない食物取得について検討する。

2. 受領から見た不受食学処

先ず、「受領」(paṭiggahāṇa) に注目して不受食学処を見ていきたい。この語は条文自体には見られないが⁴⁾、条文中の「施与されていない」という語句に対する語句解説において以下のように現れる。

「施与されていない」とは、受領していないということだ。施与されたとは、人が身体、又は、身体に接するもの、又は、放つことで与える際に、傍に立って、身体又は身体に接するもので受領するということだ。これが施与されたということだ⁵⁾。

「施与」とは「受領」であり、施主が「身体」(kāya)、「身体に接するもの」(kāyapaṭibaddha)、「放つこと」(nissaggiya)の何れかで差し出したものを、受け手が「身体」、「身体に接するもの」の何れかで受け取ることで成立する。

Spの註釈によれば⁶⁾、「身体」とは何れの部位でもよく、足の指さえも含まれるとされる。「身体に接するもの」とは、施主の場合には身体に接する柄杓(kāṭacchu)などであり、受け手の場合には鉢(patta)や小鉢(thāḷaka)なども含まれるという。「放つこと」とは、「身体」又は「身体に接するもの」から放つことであり、落とされることも含まれるとされる。これが含まれることで、給仕の際にこぼれ落ちた食物を比丘は自ら拾って食べることが許される⁷⁾。

Spはこの「受領」をとりわけ重視し、「パーリを離れた決定説」(pālimuttakavinichaya)として「受領」が成立するための必要条件を五つ設けている⁸⁾。

- ① 体力が中位の者が持ち上げることのできる大きさ、重さ、量(matta)である。
- ② 施主と受け手とが付近(hatthapāsa)にいることが認められる。
- ③ 寄進(abhihāra)が認められる。
- ④ 神、人、動物が「身体」「身体に接するもの」「放つこと」により与える。
- ⑤ 与えられたものを比丘が「身体」「身体に接するもの」で受け取る。

このうち、②は〈受け手の施主に最も遠い部分〉から〈施主の受け手に最も近い部分(伸ばした手は除く)〉の距離が2.5肘内にあることである。ただし、両者が高低差のある場所にいる場合には、〈低い場所にいる者の頭〉と〈高い場所にいる者の最も近い部分(伸ばした手は除く)〉の距離が2.5肘内にあることである⁹⁾。③の「寄進」は単なる受け渡しとは異なり、それを示すために施主は受け手にお辞儀(onamati)などをする必要がある¹⁰⁾。④で「動物」が施主として挙げられるが、鳥が嘴で、象が鼻で施与する事例がSpには提示されている¹¹⁾。

「受領」は食物取得が合法的である上で必須の条件であり、比丘は「受領」に細心の注意を払うべきであるとされる。一例を Sp から紹介すると、托鉢中に埃が鉢に混入した場合、そのまま食べると埃のために不受食学処に抵触するので、改めて非受具者 (anupasampanna) から「受領」すべきとされる¹²⁾。この様に食物取得のために比丘は「受領」を確実に成立させることが求められる。

3. 採拾から見た不受食学処

採拾への言及は不受食学処にはないが、経分別の因縁譚で、衣食住薬の全ての生活物資をごみ溜めのものに依存する「一切糞掃者」(sabbapaṃsukūlika)¹³⁾である比丘が、人々から施物を受領することを望まず、墓場などで供物を自ら取って食べたために不受食学処が制定されたことが言われている¹⁴⁾。この記述からは採拾が如何なる罪になるかは窺えないが、語句解説に続く部分に「『嚙もう、食べよう』として取ったならば (gaṇhāti) 突吉羅罪があり、摂取する度毎に波逸提罪がある¹⁵⁾」とあり、自ら食する目的での採拾が突吉羅罪になることが分かる。この様に食する前段階の採拾は不受食学処に抵触するが、これに違背しない採拾としてどの様な行動があるのか、その点について以下では「棄捨度」および Sp の註釈を参考に検討したい。なお、紙幅の都合上、検討の対象を次の4点に絞る。

3.1. 自ら食するための採拾に例外はあるか？

自らが食する目的で食物を採拾することは原則として禁止されるが、それが困窮時に許されることが「棄捨度」に言われている。当該箇所を概略を以下に記す。

ある比丘が遊行中に施食を十分に得ることができず、路傍に豊富にある果実を食べようとした。しかし、施主となる淨人 (kappiyakāraka) が身近にいなかったため、受領することができず、食べることができなかった。その結果、その比丘は遊行生活に疲労困憊した。そのことを聞き知った世尊は、「比丘たちよ、果実という嚙むものを見つけたが、淨人がいない場合には、自ら取って持ち運び、淨人を見つけたところで、地に置いて、受領してもらい食べることを認める」と述べて、果実を一先ず採拾して持ち運び、後に淨人から受領して食することを許可した¹⁶⁾。

先行研究によれば、この一節は不受食学処と関係し、それを困窮時には緩和することを述べたものであるとされる¹⁷⁾。しかし、より厳密には、学処そのものではなく、経分別の語句解説に続く箇所にある「『嚙もう、食べよう』として取ったならば突吉羅罪があり…」という文言を緩和したものであろう。

ここで注目されるのは、採拾したものを食するためには淨人からの受領が求め

られている点である。このことは、食するためには受領が必須であり、それには例外が認められないことを意味する。経分別の文言には例外が認められても、波羅提木叉の文言については厳守することが求められているのである¹⁸⁾。

3.2. 他者が食するための採拾、食する目的以外での採拾は許されるか？

管見の限りでは、この二点に言及する記述は Vin には存在しない。ただし、Sp の不受食学処に対する註釈に関連する記述がある。先ず、他人に与えるための食物の採拾に関して、次の様に言われている。

アランニヤでマンゴーの果実などが落ちているのを見つけ、沙弥に与えようと持ち運び与えるのは妥当である。ライオンの食べ残しなどを見つけた場合も、沙弥に与えようと持ち運び与えるのは、受領の有無にかかわらず妥当である。また、[自分が食べようと持ち運んだのだらうという]疑念を払拭できるならば、彼(沙弥)から得たものを食べても構わない。生肉の受領と拾得したものが原因で罪¹⁹⁾に触れることはない²⁰⁾。

これによると、沙弥に与えるために落ちている果実を採拾したり、動物の食べ残しの肉を採拾したりすることは許されるという。これを踏まえると、沙弥のためならば、如何なる食物の採拾も基本的に許されるものと考えられる。

次に、食用目的以外での採拾については、以下の様な記述がある。

比丘が果実のついた枝を日除けのために取って行った。果実を食べたい思いが起こった場合、受領させてもらうならば、食べて構わない。蠅を追いかけるために浄法(kappiya)を行わせて[果実のついた枝を]受領した場合、[後に]食べようと思ったとき、元々の受領だけで構わない。食べる者に過失はない²¹⁾。

これによると、日除けや蠅を追いかけるために果実のついた枝を掴み取ることは構わないとされ、食用目的以外での採拾は基本的に許されるものと考えられる。ただし、後に食べる気になった場合には、受領が必要であるという。

3.3. 落穂の採拾は許されるか？

落穂の採拾は自ら食べるための採拾に当たる可能性があり、不受食学処に抵触することも考えられよう。しかし、中村元によれば、*Samyuttanikāya*, *Theragāthā*, *Therīgāthā* に比丘・比丘尼が「落穂拾い」(uñcha)²²⁾をしていることを示す記述があり、初期の仏教修行者は「落穂拾い」を托鉢と併せて行っていたという²³⁾。この様に比丘が「落穂拾い」をする記述は Vin でも以下の文章に確認できる。

tena kho pana samayena vesālī subhikkhā hoti susassā sulabhapaṇḍā sukarā uñchena pagghahena

yāpetum.²⁴⁾ (その時、毘舍離は乞食し易く、実り多く、施食は得やすく、落穂拾い又は好意により生活するのが容易であった。)

tena kho pana samayena verañjā dubbhikkhā hoti dvīṭhikā setaṭṭhikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggaheṇa yāpetum.²⁵⁾ (その時、毘蘭若は乞食が難しく、飢えがあり、[作物に] 白病があり、芽しかならず²⁶⁾、落穂拾い又は好意により生活するのが容易でなかった。)

前者は「儉開七事」について述べた「葉健度」の一節にあり、一時的に解禁された屋内での貯蔵など七項目を再び禁止した時の状況を描写した文章である。下線部と同じ文章はこの他にも存在する²⁷⁾。後者は「比丘分別」冒頭の Verañjakaṇḍa にあり、比丘たちが在家者から馬の飼料であるくずの穀類を貰い、すり潰して食べた時の状況を描写した文章である。下線部と同じ文章はこの他にもある²⁸⁾。何れも意味の近い語句を連ねて、食事の獲得の容易さ、又は、困難さを表している。

これらの表現では「落穂拾い」は比丘が通常行う行為として描かれているが²⁹⁾、それが不受食学処に抵触するの否か、その点について Sp の註釈には言及がない。Sp には様々な採拾・受領の事例が列挙されるが、穀類を採拾する事例は見当たらず、註釈家が「落穂拾い」をどの様に理解しているかは不明である³⁰⁾。

ただし、不受食学処にはこれを許容する余地があることは指摘できよう。落穂は、果実・木の実や煮物・焼き物・炒め物とは異なり、食べるのに調理が必要である。比丘は調理が原則として禁止されるため³¹⁾、「落穂」を採拾しても、自力では摂取できない。調理不要な食物や調理済みの食物の採拾とは異なり、「落穂拾い」は摂取の前段階とはなり得ないため、不受食学処に抵触しない可能性がある。

4. 最後に

以上、「受領」と「採拾」という視点から不受食学処に抵触しない食物取得について検討した。Sp はこの視点を特に重視し、比丘に認められる食物取得を多くの事例を挙げて説明している。本稿はその一端を示したに過ぎず、今後、諸事例を整理分類して改めて論じたい。

1) Pāt 60.2-3. 2) 佐々木 (2000, 21) を参照。 3) 不受食学処を解説する全13頁中11頁 (Sp 843-854) で食物取得のあり方が説明される。 4) 『摩訶僧祇律大比丘戒本』と説出世部の波羅提木叉には「受領」の対応語が現れる (平川 (1994, 444-445) を参照)。 5) Vin IV 90.12-15. 6) Sp 843.13-26. 7) Sp 846.31-847.3; Vin II 133.3-5. 8) Sp 844.27-845.2. 9) Sp 844.2-10; Sp 825.24-30. 10) Sp 844.14-19. 11) Sp 844.10-12. 12) Sp 845.21-24. 13) “sabbapaṃsukūlika” の意味につ

いては青野 (2016, 7-12) で言及した。 14) Vin IV 89.19-90.4. 15) Vin IV 90.19-20. 16) Vin I 212.3-27. 17) 佐藤 (1963, 648), 山極 (1999, 498 (n. 2)). 18) これに関連する規定として「種子の生っていない果実, 種子の除かれた果実は浄をせずとも (akatakappa) 食べることを許す」(Vin I 215.24-25) がある。これは自ら採拾したものを食べることを許している可能性があるが, 山極 (2003, 4-5) が指摘している様に “akatakappa” の正確な意味ははっきりしない。 19) 生肉の受領と拾得を禁止する規定は存在しない。ただし, 「薬健度」(Vin I 202.28-203.2) に「鬼神 [により引き起こされた] 病」(amanussikābādha) のときに限ってそれ認める規定があり, 恐らくこの箇所はこれを踏まえていよう。なお, この規定について Sp には「それはその病を患った者にとっては妥当であるが, その他の者には妥当ではない」(Sp 717.9-12) とある。 20) Sp 852.11-16. 21) Sp 850.20-24. 22) “uñcha” は CPD (s.v. *uñcha*) によると比丘について用いられる場合は「乞食」を意味するという。これに従えば, *Samyuttanikāya* 等の記述は乞食について述べたものである。なお, 土田 (1993, 73-74 (n. 8)) によれば, *Jātaka* 等では拾穂に限らず, 広く果実草根を含む天然物採拾一般を指すことがあるという。 23) 中村 (1992, 353-354). 24) Vin II 238.10-11. 25) Vin III 6.18-20. 26) “dvīhitikā,” “setatthika,” “salākāvutta” の意味の理解は von Hinüber (1981, 74-83) に基づく。 27) Vin III 145.11-16. 28) Vin III 7.6-8, 15.6-10, 87.5-10; IV 23.17-19. 29) これらフレーズでは “uñcha” の本来の意味が希薄である可能性がある。例えば, von Hinüber (1981, 80) は後者について個々の単語の厳密な意味に構うことなくストックフレーズとして用いられていると指摘している。この様に理解すると, 「落穂拾い」は比丘の生活の実態を示していないことになる。 30) Sp は “uñcha” を「乞食」と理解しており (Sp 175.22-27), Sp にとって「落穂拾い」は戒律上の問題ではなかった可能性がある。 31) Vin I 211.10-12.

〈使用テキストと略号〉

使用テキストは Pali Text Society 版であり, 略号は *Critical Pāli Dictionary* に従う。

〈参考文献〉

- 青野道彦 2016 「paṃsukūla について」『仏教学研究』(韓国仏教学研究会) 46: 1-15.
 佐々木閑 2000 「『無一物』と『自活の放棄』」『印度哲学仏教学』15: 21-34.
 佐藤密雄 1963 『原始仏教教団の研究』山喜房仏書林。
 土田龍太郎 1993 「隠棲の問題」『東洋文化』73: 41-86。
 中村元 1992 『原始仏教の成立』中村元選集〔決定版〕14, 春秋社。
 平川彰 1994 『二百五十戒の研究 III』春秋社。
 山極伸之 1999 「律規定の解禁をめぐる諸問題」『印度学仏教学研究』48(1): 69-75。
 山極伸之 2003 「パーリ律健度にみられる浄法」『佛教学文学部論集』87: 1-16。
 Horner, Isaline Blew. 1938. *The Book of the Discipline* 1. London: Luzac & Company Ltd.
 von Hinüber, Oskar. 1981. “The Ghost Word *Dvīhitikā* and the Description of Famines in Early Buddhist Literature.” *Journal of the Pali Text Society* 9: 74-85.

(本研究は JSPS 科研費 10773567 の助成を受けたものです)

〈キーワード〉 不受食学処, 受領, 採拾, Dantapaṇasikkhāpada, paṭṭigahaṇa, uñcha

(東京大学助教, 博士(文学))